

とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選考委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選考委員による評価点数の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、審査委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選考委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

	審査項目	評価内容	配点
企画提案書	提案内容の優 良性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の内容を理解し、提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・読者に対し、本県伝統工芸品の魅力を効果的に伝えるものとなっているか。 ・創造性、独自性が優れているか。 	15
	業務遂行の確 実性	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の同種又は類似の業務で実績を挙げているか。 ・正確でわかりやすい表現で翻訳できる人員を擁しているか。 	15
制作課題	1ページ（表 紙）デザイン 案	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸品のパンフレットであることが一目で伝わり、手 に取り閲覧したい意欲をかき立てるデザインであるか。 ・以降10年以上使用して差し支えないデザインであるか。 	20
	見開き1ペー ジ（各工芸品 の紹介）デザ イン案	<ul style="list-style-type: none"> ・読者に対して訴求力があり、正確な情報が分かりやすく掲 載されているか。 ・各工芸品の特徴が分かりやすく、より魅力的に見せるデザ イン案となっているか。 	30
必要経費		業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
工程表		作業工程が具体的かつ現実可能性があり、特に作業ごとに詳 細なスケジュールが示されているか。	10
合計			100